

【千葉県知事免許から大臣免許へ免許換え申請を行う場合】

注：令和6年5月25日以降のフロー

- ① 千葉県庁へ「従たる事務所設置の変更届出書」を提出
※ 他に変更事項があれば、併せて変更届出書を提出
- ↓
- ② 関東地方整備局へ免許申請書を提出
(郵送・電子申請のいずれかで提出)
- ↓
- ③ 関東地方整備局から「副本の表紙」が郵送される
- ※ 1. 申請時に副本表紙のコピーと返信用のレターパックが必要
※ 2. 副本全ては郵送されてこないなので、副本をコピーしたものを一式、申請者側で保管しておくこと
- ↓
- ④ 関東地方整備局で書類審査（審査期間は、申請書を受付した翌日から数えて約90日）
- ↓
- ⑤ 関東地方整備局から「免許通知」が行われる
- ↓
- ⑥ 所属している協会へ従たる事務所分の営業保証金分担納付手続を行う
※ 従たる事務所の営業保証金は、1店舗当たり30万円
- ↓
- ⑦ 保証協会が法務局に営業保証金を供託
- ↓
- ⑧ 保証協会から申請人へ「供託届出書」が交付
- ↓
- ⑨ 保証協会から関東地方整備局へ供託された旨が報告される
- ↓
- ⑩ 報告などが届き次第、関東地方整備局から免許証が申請者宛に交付される
(免許証を郵送で受け取る場合は、申請時に免許証郵送用のレターパックが必要)
- ↓
- ⑪ 免許証の到着後、大臣免許業者として営業開始

《注 意 点》

- i. 知事免許の有効期間満了間近の免許換え申請はお止め下さい。
- ii. ⑤の「免許通知交付」から、3ヶ月以内に⑨の「供託された報告」が必要ですので、免許通知後、速やかに従たる事務所分の営業保証金分担納付手続を行って下さい。
- iii. 他の都道府県へ主たる事務所を移転して大臣免許へ免許換え申請する場合は、事前に千葉県庁へ主たる事務所移転変更届を提出した後に行ってください。
- iv. 主たる事務所、従たる事務所の外観及び内部写真、案内図、平面図が必要になります。内部写真は、事務所の区分に関係なく「報酬額表」と千葉県知事免許に基づいた「業者票」の設置状況も撮ってください。
- v. 新たに設置した従たる事務所（営業所）については事務はできますが、免許証が交付されるまで宅建業の営業はできません。また、営業を行っているかのような掲示物（例：物件情報案内などの広告）を貼ることもできません。
- vi. 免許証到着後、速やかに次の手続を行ってください。
 - a. 「宅地建物取引業者票」にある免許番号を書き換えて下さい。
 - b. 宅地建物取引士の「資格登録簿」の勤務先免許番号の変更届を提出して下さい。この手続は、取引士証を発行した都道府県庁に対して行って下さい。